

## 「いきものみつけファーム滋賀」推進協議会設置規約

### (設置)

第1条 本会は、「いきものみつけファーム滋賀推進協議会」と称し（以下「協議会」という。）事務局は滋賀県内で会長が指名するところに置く。

### (目的)

第2条 協議会は、多様ないきものが賑わう里地・里山の環境を整え、資源循環農法による安全・安心で健康な農産物の栽培を通じて、里における次世代を担う人々のための環境学習や世代間、地域間、生産者と消費者などの交流を通じて、持続可能な地域社会の実現をめざす。

### (事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、以下の事業を行う。

- (1) いきものが賑わう「いきものみつけファーム」の場づくり
  - ・安全・安心な（土作りによる）農作物の栽培
  - ・田畑のデータ管理による農作物の安全証明
  - ・地域ブランド認証による農村経済活性化
- (2) 里地・里山地域の活性化と環境整備による地域住民の生き甲斐づくり
  - ・農業体験・学習活動・食育等の推進活動
  - ・環境保全の普及啓発と環境教育
- (3) 調査研究および情報の受発信、
- (4) その他、目的を達成するために必要な事業

### (会員)

第4条 協議会は次に掲げる会員で構成する。

- (1) 正会員
- (2) その他 協議会の趣旨に賛同し、理事会が承認した者及び団体

### (理事)

第5条 協議会は、理事10名までを選任し、理事会を置く。

- 2 理事は会員の中から選任し、総会の承認を得る。
- 3 理事会で理事長を選任する。理事長は会長を兼務する。
- 4 理事長兼会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 会長は理事の中から副会長を指名する。会長が不在の時は、副会長が会長を代理する。

### (監事)

第6条 協議会に監事2名を置く。

- 2 監事は協議会の財産・業務を監督し会計監査を行う。

### (任期)

第7条 理事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、他の在任者の残任期間とする。

### (協議会総会)

第8条 協議会総会は、毎事業年ごとに1回開催するものとし、必要あるときは臨時に開催

することができる。

2 協議会総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。ただし委任状も含む。

3 協議会総会は、会長が招集し、議長は会長があたる。

4 協議会総会は、事業報告、決算、事業計画、予算、その他必要事項について協議し、決定する。

(部会)

第9条 協議会は、第3条の事業について推進するため、次の部会を置くことができる。

2 部会として、食農部、研究部、里学部、総務部を置く。

3 部長及び副部長は理事会及び総会で承認し、会長が任命する。

(理事会)

第10条 理事会は、第3条の事業を円滑に推進するために企画内容や進捗状況等について協議し、決定する。

2 理事会は、会長、食農部、研究部、里学部、総務部の部長及び副部長で構成される。

3 協議会の顧問は理事会に出席することができる。但し、発言権は有するが議決権はない。

(特別検討部会)

第11条 食農部の中に「特別検討部会」を設置し、流通・生活・食文化の検討と生産者、生産者と消費者、消費者の連携策を検討する。また関係機関、関係機関との相談、調整、協働について検討していく。

(収支の管理)

第12条 協議会の収支は、会長が指名する構成員が管理し、収支予算及び決算については第87条に規定する総会において報告し承認を得るものとする。

2 会員は、別途定める年会費を協議会に納める。

(会計年度)

第13条 協議会の会計年度は4月1日から始まり翌年3月31日で終わる。

(規約の変更)

第14条 本規約は、総会の決議を経て変更することができる。

(解散及び残余財産の処分)

第15条 協議会を解散する場合、総会の決議を得なければならない。

2 解散のときに存する残余財産は、総会の決議を得て、協議会と類似の目的を持つ他の団体に寄附するものとする。

(運営細則)

第16条 この規約に規定することのほか、協議会の運営に関して必要な事項は、総会の決議を経て、会長が別に規定する。

附則

この規約は、平成24年12月22日から施行する。

この規約は、平成26年6月1日から改訂する。